
平成21年第1回玖珠町議会定例会会議録(第2号)

平成21年3月3日(火)

1. 議事日程第2号

平成21年3月3日(火) 午前10時開議

第1 議案質疑(議案第4号から議案第34号、議案第41号から議案第48号)

第2 予算特別委員会の設置について

第3 上程議案並びに請願・陳情の委員会付託(議案第4号から議案第34号、議案第41号から議案第48号並びに請願1件)

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 議案質疑(議案第4号から議案第34号、議案第41号から議案第48号)

日程第2 予算特別委員会の設置について

日程第3 上程議案並びに請願・陳情の委員会付託(議案第4号から議案第34号、議案第41号から議案第48号並びに請願1件)

出席議員(15名)

1 番 尾 方 嗣 男

3 番 河 野 博 文

5 番 佐 藤 左 俊

7 番 松 本 義 臣

9 番 江 藤 徳 美

11番 秦 時 雄

14番 日 隈 久美男

16番 片 山 博 雅

2 番 工 藤 重 信

4 番 菅 原 一

6 番 柳井田 英 徳

8 番 清 藤 一 憲

10番 宿 利 俊 行

12番 高 田 修 治

15番 後 藤 勲

欠席議員(1名)

13番 藤 本 勝 美

職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局 長 芝 原 哲 夫

議事係 長 穴 井 陸 明

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長 後 藤 威 彦

副 町 長 太 田 尚 人

教 育 長 本 田 昌 巳

総 務 課 長
兼自治振興室長 松 山 照 夫

企画財政課長 帆 足 博 充

税 務 課 長 帆 足 一 大

福祉保健課長 日 隈 桂 子

住 民 課 長 河 島 広太郎

建設課長兼
公園整備室長 梶 原 政 純

農 林 課 長 兼
農 業 委 員 会
事 務 局 長 麻 生 長三郎

商工観光課長 坪 井 万 里

水 道 課 長 佐 藤 健 一

会計管理者兼
会 計 課 長 大 蔵 喜久男

人権同和啓発
センター所長 吉 野 多紀江

学校教育課長 宿 利 博 実

社会教育課長
兼中央公民館長 小 川 敬 文

社会教育課参事 森 高 三

わらべの館館長 中 川 英 則

行 政 係 長 山 本 恵一郎

午前10時00分開議

○議 長（片山博雅君） おはようございます。

本日の会議に欠席の届けが提出されておりますので報告いたします。

議員につきましては、13番藤本勝美君病氣加療のため、欠席の届けが提出されております。12番高田修治君公務出張のため、途中退席の届けが提出されております。

ただ今の出席議員は15名であります。

会議の定足数に達しております。直ちに本会議を再開し、本日の会議を開きます。

日程第1 議案質疑

○議 長（片山博雅君） 日程第1、これより議案質疑を行います。

議案集5ページをお開きください。

議案第4号、玖珠町職員の給与の特例に関する条例の制定について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

(な し)

○議長（片山博雅君） 質疑なしと認めます。

議案第4号の質疑を終わります。

次に、議案集7ページです。

議案第5号、玖珠町税外収入金の督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例の制定について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

10番宿利俊行君。

○10番（宿利俊行君） これは督促料のですね、条例を作るということなんですが、これまではどういうふうな取り扱いをしておったか、ちょっとお聞きます。

○議長（片山博雅君） 梶原建設課長。

○建設課長兼公園整備室長（梶原政純君） 督促手数料と延滞金のことですけども、町税外収入ということで、あるものとなないもの、条例があるものとなないものとありまして、特に公営住宅の家賃、水道料、それから使用料とかそういったものについて条例が整備されておりました。そして、税の方では、地方税法ではあるわけなんですけれども、そういった公営住宅とかなくて、今回の少額訴訟の訴えを起こすにあたりまして、条例整備が必要ということで判断して、条例化したものです。

今後は、この条例を活かして、家賃滞納者の納期内納付への意識改革等を行って徴収率の向上に努力したいということで制定しました。

以上です。

○議長（片山博雅君） 10番宿利俊行君。

○10番（宿利俊行君） 10番宿利です。

そうしますとですね、これまで条例の整備ができてなかった、いわば取ってなかったということなんですかね。で、今後、条例を制定して条例どおり徴収をしていくということに判断しとっていいですかね。

○議長（片山博雅君） ほかに質疑ありませんか。

(な し)

○議長（片山博雅君） 質疑なしと認めます。

議案第5号の質疑を終わります。

次に、議案集9ページです。

議案第6号、玖珠町児童医療費の助成に関する条例の制定について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

11番秦 時雄君。

○11番（秦 時雄君） この助成に関する条例のこの所得制限はこれはないんでしょうか。所得制限。

○議長（片山博雅君） 河島住民課長。

○住民課長（河島広太郎君） 所得制限は設けておりません。

○議長（片山博雅君） 10番宿利俊行君。

○10番（宿利俊行君） 10番宿利です。

これはですね、新たに条例を制定をするんですが、おおよそ町内で該当する児童というのはどのくらいありますか。

○議長（片山博雅君） 河島住民課長。

○住民課長（河島広太郎君） お答えをいたします。

当初予算の段階で私どもで調べた数字ですが、小学生の医療費助成に該当する児童が928人、それから中学生の医療費助成に該当する生徒が563人というふうな見込みで予算編成をいたしております。以上です。

○議長（片山博雅君） 10番宿利俊行君。

○10番（宿利俊行君） これは画期的なことだと私は思っておりますですね。県下でも、九重町に次いで玖珠町が2番目じゃなかろうかというふうに思ってますので、事務方もですね、今後仕事も増えるわけですけど、ぜひ頑張ってくださいと思っています。

○議長（片山博雅君） 3番河野博文君。

○3番（河野博文君） これはですね、申請等の手続きは窓口申請による償還払いということですが、それでいいんですかね、そういう受け取り方で。

○議長（片山博雅君） 河島住民課長。

○住民課長（河島広太郎君） 議員のご発言のとおりでございまして、医療機関ごとにご本人さんがお支払いをしまして、窓口で償還払いの手続きをしていただくという形になります。

○議長（片山博雅君） 3番河野博文君。

○3番（河野博文君） それではですね、やはり役場にこれ出してくるのが面倒くさいとか、もうちょっとやけんもう行かないでとかいうようなね、交通費かけて行かないでというような人が出てくるかもしれません。やはりこれを実際にやる気があるんなら、そういうふうな保険証というか、ちゃんと作ってするようなやり方でないと、窓口申請で全部が返ってくると思われてますか。

○議長（片山博雅君） 河島住民課長。

○住民課長（河島広太郎君） 議員のご発言のような形は就学前の児童には全て適用するような形になっておりまして、小学生それから中学生につきましては償還払いという形で、当分の間はそういった形で実施したいというふうに考えてるところであります。

○議長（片山博雅君） 3番河野博文君。

○3番（河野博文君） やはり本当にやる気があるのならですね、やはりもう就学前と同じように手続きを簡素にするような方法を考えて作っていく方がいいんじゃないかと思っています。

○議長（片山博雅君） 河島住民課長。

○住民課長（河島広太郎君） 議員ご発言の内容はよく理解できるんですが、これはそのような実質的に医療機関へ直接支払いという形をするためには、かなりの電算システムを導入したりとかいう形が必要になってまいりますので、なかなか今の段階では難しいというふうに考えております。

以上です。

○議 長（片山博雅君） ほかにありませんか。

2 番工藤重信君。

○2 番（工藤重信君） 2 番工藤です。

先ほど課長の方から対象の人数は大体わかりましたけども、それに対するですね、例えば入院する場合とそれから通院とか外来ですね、そういった関係のパーセンテージはどれくらいみられておりますか。

○議 長（片山博雅君） 河島住民課長。

○住民課長（河島広太郎君） これ、今、工藤議員のご発言は予算的な面でのことだろうというふうに思いますが、私どもがこの事業費ベースに達しましたのは、国保における小学生、それから中学生の児童の平均的な医療費を出しまして、それに人数を掛けまして事業費を算出をいたしております。ですから率を直接出してというような形ではございませんので、事業費的には今回予算に計上しています額で大体いけるんじゃないかというふうには考えてるところです。

○議 長（片山博雅君） 7 番松本義臣君。

○7 番（松本義臣君） 1 点目は、この附則の欄の経過措置であります、施行から起算して5年間ということが記載してありますが、これは時限立法でしようと思います。それで、これ町長の選挙のときの公約ですか、こういったことをやりたいというようなことを私もチラシで見た気がいたしますけれども、そういう過程の中からこの事業は実施するのでしょうか、まず1点それをお聞きます。

○議 長（片山博雅君） ほかにありませんか。

○7 番（松本義臣君） 今の回答を。

○町 長（後藤威彦君） もう一度お願いします。

○7 番（松本義臣君） 附則の欄にですね、5年間ということで時限立法というようなふうに解釈されるわけでありましてけれども、これ予算等のこともあろうかと思えます。しかし、町長が公約的にですね、選挙のときにぜひこの小中の完全無料化というようなことを掲げてしたのを私もチラシで見たことがございます。ですからそういうことの中でこの事案が出てきたのかということを町長にお尋ねをしたい。それと時限立法かどうかということをお尋ねをしたいと思えます。

○議 長（片山博雅君） 後藤町長。

○町 長（後藤威彦君） 松本議員の質疑にお答えいたします。

これは今ちょうど少子化の中で、非常に子どもさんがある程度玖珠では若干増えつつある傾向もあると思います。だからこれをある程度実現をさせてみて、実態が非常にいいということになれば、そのときにまた皆さん方にお諮りをして継続というような形になろうかと思えます。今の段階では5年

ということで一応区切らせていただいております。これはまあ勿論予算的な問題もありますし、状況を見ながらということにしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（片山博雅君） 7番松本義臣君。

○7番（松本義臣君） わかりました。これもですね、町民は非常にこれ喜ぶと思います。私も歓迎をするわけでありますけれども、その中で、資料の中の6号、7号関係ということで、下の欄に県の補助基準というのがあります。それで先ほどから小学生、中学生という形の中で、これは乳幼児のことも一緒に含めておりますけれども、県の、県とか国とかそういったところからの助成とかいうのは、このことについてはいくらかあるわけですか。

○議長（片山博雅君） 河島住民課長。

○住民課長（河島広太郎君） この児童医療費助成の部分につきましては、国・県の補助はございません。町単独の事業でございます。

○議長（片山博雅君） 7番松本義臣君。

○7番（松本義臣君） 町単独ということでございますので、非常に予算の関係も出てくると思います。しかしながら、こういった事業につきましては先ほど町長の話にありましたように、少子の中で上級の機関、県、国ですね、こういう形の中で、市町村の方から声を上げて、全国的に波及し、制度化されんというのを玖珠町から発信をしたらどうかなと思いますけど、いかがでしょうか。

○議長（片山博雅君） 後藤町長。

○町長（後藤威彦君） 自席からお答えさせていただきます。

今、全国的な流れの中ではその方向にどうもあるようであります。と申しますのは、県下でも杵築等が検討されておるようであります。これだけいわば日本の人口も少子化の中で、子どもに対しての保護というか、支援というか、そういうものをやっていこうという流れはあると思っております。先駆けて、ここは童話の里であります。子どもを大切にするという視点からも、これはぜひとも私はやっていきたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（片山博雅君） ほかにありませんか。

（なし）

○議長（片山博雅君） 質疑なしと認めます。

議案第6号の質疑を終わります。

次に、議案集12ページです。

議案第7号、玖珠町乳幼児医療費助成に関する条例の特例に関する条例の制定について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

（なし）

○議長（片山博雅君） 質疑なしと認めます。

議案第7号の質疑を終わります。

次に、議案集13ページです。

議案第8号、玖珠町道の駅童話の里くすの設置及び管理に関する条例の制定について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

9番江藤徳美君。

○9番（江藤徳美君） 9番です。

条例第5条（利用の制限）の項で、（2）の道の駅の施設、設備等をき損するおそれがあるときとありますが、どのような場合、あるいは使途を想定されているのか、また、その場合その判断基準はどのようにしていくのか、お聞きいたします。

○議長（片山博雅君） 帆足企画財政課長。

○企画財政課長（帆足博充君） ただ今のご質問にお答えをいたします。

条例案の5条第2項 道の駅施設、設備等をき損するおそれがあるときということの取扱いの内容でございますが、使用については申請等、計画等を出していただくように予定をしております。その内容を見たうえでの判断ということですが、特に今その基準といいますか、具体的な基準としての要綱は定めておりません。提出された申請事業計画に基づいた内容において判断をすることになると思います。

○議長（片山博雅君） ほかにありませんか。

10番宿利俊行君。

○10番（宿利俊行君） 10番宿利です。

ちょっとこれレベルの低い質問になりますけどですね、道の駅という認可はもう受けておるわけですか。

○議長（片山博雅君） 帆足企画財政課長。

○企画財政課長（帆足博充君） ただ今の道の駅の認可ということでございますが、県の審査会等での申請は異議なしということでの許可をいただいたところでありますが、正式な道の駅の認可としての国土交通省からのまだ書類的には届いておりません。ですが、事務的には認可の流れは手続きは完了しております。

以上です。

○議長（片山博雅君） ほかにありませんか。

10番宿利俊行君。

○10番（宿利俊行君） これはですね、いよいよ新年度から開店をするわけでございますけどですね、今、非常に時期的には厳しい時期にさしかかっていると、私はそういうふうに思っております。既存の商店街でさえですね、シャッターを下ろしたり、あるいは幕を下ろしたりしてるような状況の中ですね、本当にこの道の駅が繁栄を、繁盛といいますか、するにはですね、並大抵なことではないんじゃないかなというような気がいたしております。これは、これから経営をしてみないと何とも

言えませんが、あまりただ消極的なことばかりではいけませんけどですね、あくまでも商売でございますからですね、黒字になるのか赤字になるのか、もし経営的に赤字とかそういったことになったときには、どういうふうなことをされるのか、今後どんどん町の一般財源を打ち込んでいくという形でございましょうか。

○議長（片山博雅君） 帆足企画財政課長。

○企画財政課長（帆足博充君） 道の駅の経営のあり方といいますか、その点についてのご質問だと思います。現在は、昨年9月の補正において、補助金において活性化協議会の運営経費を賄っております。今年の5月正式オープン以後は、協議会としての収入でもって協議会の経費を賄うというのが原則であります。

今、ご質問の経営が悪化した場合といいますか、その収支が合わない場合の行政的な扱いということでございますけども、現在、その収入の精査、それから支出の精査をしております。実際まだ経営がスタートしておりませんので、状況がどういうふうに移るかは非常にまだ不明でございますけども、その道の駅の支配人を経験豊かな方を誘致して経営を委ねるわけでありまして、十分その経営手腕をいただいた中で、収支が折り合う経営をまずは目指すということで、現在検討を更に深めておる状況です。

以上です。

○議長（片山博雅君） ほかにありませんか。

1 番尾方嗣男君。

○1 番（尾方嗣男君） 1 番尾方嗣男であります。

11条利用料の減額とか免除とかありますけど、これはどういう場合によって減額、免除という規定がないんですけど、それはその支配人が決めるんですか、それとも持ち込み業者と支配人とで話をするんですか、その辺ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（片山博雅君） 帆足企画財政課長。

○企画財政課長（帆足博充君） ただ今のご質疑の10条の利用料の減免の規定ということでございますが、これにつきましても減免の申請といいますか、の内容を明らかにしたことによっての申請を出していただいたうえで、その内容を、やはり先ほどのと同じで、申請の内容を検討したうえで判断をして、減免等の措置の判断を行うということで考えております。

以上です。

○議長（片山博雅君） 1 番尾方嗣男君。

○1 番（尾方嗣男君） ということは、今ここに会長と役員さんがおりますが、その人らと会合を開いてやるんですか、それとも単独で決めるんですか、そこんところをお聞きしたいんです。

○議長（片山博雅君） 帆足企画財政課長。

○企画財政課長（帆足博充君） その判断につきましては、協議会の経営でございますが、経営的には現場は支配人等の中で現場の判断で経営的にはお願いする形になりますので、利用料金制度の中で、

各種レストランの価格ですとか、それぞれの価格設定がございますけども、いろんなそれぞれの料金に対しての対応で判断をしていくということになると思います。

○議長（片山博雅君） 14番日隈久美男君。

○14番（日隈久美男君） 14番日隈です。

先ほどですね、指定管理者の問題がございましたけど、32号でまた指定管理者が出てくると思われますけど、町長が指定管理者、そしてこの文言の中では、町長と指定管理者の話し合い、これの指定管理者が町長になるんですよね、32号では。それで32号でお尋ねしようかと思いましたが、ここで今出てきましたので、町長の承認を得て、指定管理者が管理者の収入として支出するですか、町長が指定管理者、一緒の人が、同一人物が同一人物で裁く、このようなことでいいですか。

○議長（片山博雅君） 帆足企画財政課長。

○企画財政課長（帆足博充君） 指定管理者と町との契約の関係になるかと思いますが、町長の双方代理の禁止の規定等もございます。ですから、契約それから経理等につきましては、その辺は配慮した対応で組織的には位置付けていきたいということで、指定管理としての組織、協議会としての代表名は町長名でございますけども、契約における代表者としての扱いは、また町長外、副町長等の名称で契約時は行うようになるかと思います。

○議長（片山博雅君） ほかにありませんか。

14番日隈久美男君。

○14番（日隈久美男君） そしたらこの条項もですね、やはり副町長なら副町長と、10条の条項ですね、10条の2「町長の承認を得て指定管理者が定めるものとする。」町長が町長をですね、こういう文言があるですよ。そしたら、今、課長が言ったとおりに副町長がすると言われましたけど、この文言自体がですね、もう10条の文言がおかしいと思うんですけどね。それだから副町長なら副町長でもういいと思いますけど、どちらか指定管理者を副町長にするか、どちらかを変えないと、この文言では町長が町長でなると思います。今課長が言うようなとおりではないと思うんですよ。もうちゃんと10条にこのように謳ってありますので、そこを文言を変えるなら文言を変えると、今副町長と言われましたけどですね、そういう文言にしていだかないと、町長が指定管理者、指定管理者が町長、この文言ではおかしいと思います。

○議長（片山博雅君） 帆足企画財政課長。

○企画財政課長（帆足博充君） ただ今の指定管理、契約上の代表者の名称につきましては、今少し検討させていただきまして、お答えをまたいたしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（片山博雅君） ほかにありませんか。

（なし）

○議長（片山博雅君） 質疑なしと認めます。

議案第8号の質疑を終わります。

次に、議案集16ページです。

議案第9号、玖珠町行政組織条例の全部改正について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

14番日隈久美男君。

○14番（日隈久美男君） 理由の中でですね、「明るく住み良いまちづくり、行政サービス向上を目指して、機構改革を実施したい」と、現在の企画財政課と農林と観光、これが地域力創造課と産業観光振興課と新設されるわけですが、理由と逆行を伴うと私は思われますが、改革についての、機構改革についてのどうしてこういう課をつくるのか説明を求めます。

○議長（片山博雅君） 12番高田修治君。

○12番（高田修治君） 今、日隈議員から言われましたとおり、今回のこの機構改革の目玉といいですか、一番やらなきゃいかんという点をお示しをいただきたいという点とですね、もう1点、行財政改革で人員削減に取り組んでおります。特に、今回退職予定者が、申し上げて申し訳ありませんが、管理職で大変多いと思います。こういう時期にですね、ある程度きちとした管理体制を作らなければ、後々また非常に厳しい場面になってくるんじゃないかという心配があります。職員数はどんどん減っていきます。そういうことを考えますと、この際ですね、じっくりひとつ検討していただいた方がよかったんじゃないかと思っておりますが、その辺の考えはどうだったのかをお尋ねしたいと思います。

○議長（片山博雅君） ちょっと待ってね、まず答弁をしてから、もう1回。ちょっと執行部も大変だと思います。

太田副町長。

○副町長（太田尚人君） 今のお尋ねでございますけども、今回の組織改正の考え方というふうなことで、まずお答えをさせていただきます。

今回の組織改正の考え方の主眼は、この今、行財政改革集中改革プランを4年間やってきてるわけでございます、21年度が最終年度というふうなところになるわけでございます。そうしたときに、今やってる改革から、新たに22年度以降に向けて創造していきたいというふうな願いを込めて、今回の組織改正に臨んだというふうなことでございます。

一番のことは、長期計画があと2年で終わると、その間に、23年度以降の10年を見通した玖珠の町づくりというふうなことを考えた場合、この地域力創造課というふうなところでその長期計画の素案を2年間かけて検討していきたいというふうなことで、今回こうした課を設置をお願いしてるというふうなことでございます。

その中で、従前、企画財政課というふうなことで今ありますけども、その前のときには、企画課とか財政課というふうな形で元々分課しておった時代がございます。その後、企画財政課というふうな時代、今続いておりますけども、これを、長期計画の策定に向けてもう1回分課して、そこにただの企画というふうなことじゃなくて、今、地域力の再生とか地域の活性化とかいうふうな中で新たな課題をここの課で適切に受け止めていきたいと。その中で、この後商工の方がですね、商工の一部の

企業立地部門が地域力創造課というふうな中に取り込んで、この後、一体的にやっていきたいというふうなことでございます。

以上が大きな考え方でございます。

○議長（片山博雅君） 5番佐藤左俊君。

○5番（佐藤左俊君） 5番佐藤であります。

今、副町長の答弁で、内容とか十分吟味はされたと思いますが、実はですね、これは非常に今度思い切った行財政改革を今やってる途中ですね、実はその課全体がですね、私はかなり大幅に減らろうと思ってました。これが逆にこれ見ましたら、確か中身はそう言われるのご尤もですが、これはもう完全に一からですね、これは当然執行部が練った挙句だと思いますが、当然この委員会の中でも十分議論されると思いますが、これは質問の形ですが、こういう課をですね、多く作るんじゃなくて、これは逆行してると思いますよ、私は。逆に言うたらですね、ある程度課というものは、確かに言われると課はいっぱいたくさん作った方がいいかも知れませんが、ある程度まとめていく、課を少し減しながら合併をしていくとかいう基本的な姿勢に立たんと、これはなんぼ人件費をいくら削ろうが何削ろうがですね、協力するとか、これは職員も今回、それから全員がそういう方向になっておりますが、やはり皆さんが納得するような形を持ってもらわんと、少なくとも私が思うにですね、課自体がもう減ってないというのが1つと、ただ、この分かれて中身が充実したということと言われますが、いろんなこう、私も長い間勤めてきてわかっておりますが、良い場合と悪い場合当然ありますが、少なくともやっぱり課の統合というものはですね、もうちょっと見直す必要があるんじゃないかなと。これは当然委員会の中で十分議論はされると思いますが、若干そこ辺のところがちょっと私は逆行してるような気がしますので、一応質疑をします。

○議長（片山博雅君） 太田副町長。

○副町長（太田尚人君） 今のご質疑でございますけれども、当初は、この際大胆な課の統合というふうなことも確かに検討課題に上っておりました。最終的にこういった形で少数な課の統合というふうな形になってるんですけど、経緯から申しますと、町村の行政組織というのは、1人の担当課長さんがかなりもう幅広い分野を、県でいえば部の数ぐらいが課の数というふうな形になるので、かなり今でも守備範囲が非常に広いと。町村と都市ですね、市だと、市は部制を敷いてます。部制の中でいくと、町村の課の数というふうな感じになってくるんですけども、そういった中で考えた場合に、課の数を減らすということは、今の課長さんの、課の統合で12から11というふうな形で小規模な改正になっております。数だけでいえば。ただ、これ以上、急にその課長さんを統合するということは、かなり大きな守備範囲、行政分野が非常に広がっていくと。国でいえば、行政分野というのは1つの法律の何条から何条の部分を何々課というふうな形になってますし、県にいけば、何々法の所管というふうな形になるんですけども、町村の場合は1つの法律、2つの法律、何個の法律を1つの課に当てるというふうな経緯があったので、これはいきなり課を2個1にするとかいうふうなことは難しいんじゃないかなというふうなことで、今回のような案を提案させていただいたというふうな経緯でござ

います。

○議長（片山博雅君） 1 番尾方嗣男君。

○1 番（尾方嗣男君） 1 番尾方嗣男です。

もう今日、西日本の新聞にはもう載ってましたね、12を11課にするという、産業建設、新聞に載ってました。まあそれはいいんですけど、我が町にはやっぱり非常に町の保有財産が多いわけですね。やっぱりその辺はその辺で、町長も言われたように、玖珠町は農林業である、ね、やっぱり農家の方が多い、「農林課はねえじゃねえかどきいったか」ち、「どこに行っていいいんじやろうか」、またその今、商工観光課も一緒になってやるということなんですけどね、工業団地も誘致をする、その中にやっぱり観光課の人がやってるんですけど、なかなかいかない。そしてまた、農林課長兼ねるのであれば、この産業建設1つであれば、出たり入ったりで、いろんな即決を、町民の方が来て、「ちょっと即決をもらいたいんだが」と言えば「いや課長は」「課長判断でなければできません」とかいう部分が出てきたときには、どういうふうなことをするんだと。やっぱり商工観光課は観光課、農林課は農林課、玖珠町は農林の町なんですよね。やはりその辺で尋ねてくる、いろんな林道の整備にしろ農道の整備にしろいろんなことが多いんです。建設と農林とやっぱお互いにね、ありますから、建設は残してるんですけど、農林は農林で、田んぼの崖が崩れた、何が崩れたといえ、来て問い合わせないかん。そうすると何回来てても課長がいなければ、さっきも言ったようにできない。そうすれば遅れるね、そういうことでなくして、改革かも知れないですけどね、やっぱ私的に考えれば、農家の方いろんな方もあるんでしょうけど、残すべきじゃなかろうかなと思います、農林は農林として。何でそこまでせにやいかんのかちょっとお聞きしたい。

○議長（片山博雅君） 太田副町長。

○副町長（太田尚人君） 今のご質疑でございますけども、産業観光振興課と地域力創造課の関連のご質疑だと思います。産業観光振興課というふうな形で、農業というふうな言葉が課の名前からは消えておりますけれども、係の名前で農林の名前はしっかり残すというふうなことがまず1つと、あと産業というのを、玖珠の一番の基幹産業というのが農業であるということはもう十分承知をいたしております。その中で、産業といった場合、第一次産業というのは確実に農業であって、それは玖珠の一番の産業であるというふうな意味合いというふうなことで考えておりまして、産業が商工業だというふうなことで、ただだというふうなことでこういった組織を提案をさせていただいてるところではございません。農業については、予算面でも十分な配慮をしているというふうな状況でございまして、企業立地等戦略的部門は活力創造課というふうなところで、一体的に長期計画の推進と期を一にして推進していこうと。産業としてまとまった部分は、今、農商工の連携というふうなことをしきりに言っております。その中で、どうしても商工業との連携と、農業も付加価値を上げて農業の価値を高めていくというふうな意味合いも込めて、産業振興課というふうなことで、今回お願いしてるというふうな状況であります。

○議長（片山博雅君） 8 番清藤一憲君。

○ 8 番（清藤一憲君） 8 番清藤です。

今、副町長言われたことはよくわかりますけど、町民というのは、どこの課に尋ねて行ったらいいか。内部では、この機構の名前で非常にわかりやすいとは思いますが、町民の方は非常にわかりにくい。どこへどういうふうに尋ねて行ったらいいかというふうに思うんですよ。やっぱり町民あつてのこの役場でございますし、農業関係者が産業何とかかんとか、観光課と一緒に、どこに尋ねて行ったらいいんだろうというようなことになると思いますので、名称というのはやっぱりもうちょっとすっきり町民の方にわかりやすい名称じゃなきゃいかんのじゃないかなと。これ尾方議員が言われたのも私そのとおりでと思いますし、やっぱり農業は大きな町民にとっては幹になると思うんですね。観光もこれから、町長所信表明のときの言われたけど、力を入れていきたいと。観光と農業、今、農泊だとかグリーンツーリズムで非常に関連性はわかりますけど、基本的には違うんじゃないかなというふうに思っています。だから名称についてはやっぱり町民の方にわかりやすい名称、どこに尋ねて行ったらどこの課がどこにあるということを、すっきりした方がいいんじゃないかなというふうに私は思います。

もう 1 つちょっとお聞きしたいのが、公園整備室ですね、公園整備室はこれ運動公園を指してると思うんですけど、現在、三島公園が玖珠町でただ 1 つの公園と呼ばれる公園なんですよ。ここに児童公園があります。児童公園は今、管轄は商工観光が児童公園の管轄をしてと思います。児童公園の見直しも 3 ヶ年でやってるということですけど、今、国の補助もそちらの方で出るような感じはありますけど、この公園整備室は三島公園も、児童公園も含めての公園整備室か、運動公園単独の公園整備室かもちょっとお聞きしたいなというふうに思ってます。

○ 議長（片山博雅君） 太田副町長。

○ 副町長（太田尚人君） 2 点ご質疑があったと思います。

まず、わかりやすいネーミングというふうなことだと思います。確かに、わかりやすいネーミングを心がけて組織の改編をするというふうなことは、第一義だというふうに考えております。この産業観光振興課というふうなことがちょっととつつきににくいというふうな意味合いもあろうかと思いますが、元々産業経済課というふうな時代がずっとございました。この玖珠の方も、ほかの市町村もですね、いう時代があつて、今回、産業経済課と、商工と一緒にした産業経済課というふうなことにどうだろうかというふうな検討もいたしましたけども、あまり先祖返りというか、また元に戻ってしまうというふうなこともあつて、産業ということの中に大きな第一次産業というふうな意味合いもこもってるというふうな意味合いで、こういった新しいネーミングを提案をさせていただいております。

県下の市町村の中で、都市というか市制をひいてるところは部を、部制をひいてるところがあるんですけども、多いんですけども、そういった中では、産業経済部とか経済部とかそういった形で、それ自体に農ということは入っておりません。その下に農という課を設置したりというふうなことはあります。ですから町制をひいてるところでは、そういった形で産業経済というふうな言い方で課を設置したりというふうなところもあるんですけども、今回そういった名前じゃなくて産業振興課と、

そこに観光を入れてお願いをしてるというふうな状況であります。

もう1つ、公園の関係でございますけども、公園整備室は、一応運動公園の建設をにらんで室を設置してるというふうな経緯がございます。ですから25年度までのまあ時限というふうな形でこういった室を設けて、事業を推進してるというふうなことでございますけども、都市計画の事業というふうなことで児童公園というふうなことを整備していくというふうな位置づけであれば、当然この公園整備室の事務分掌所掌というふうなことになるというふうに考えています。

○議長（片山博雅君） 8番清藤一憲君。

○8 番（清藤一憲君） 8番清藤です。

じゃ三島公園の方も都市計画の方に移行するということで考えていいわけですね、今、観光課から。

それは後でいいんですけど、とにかく町民の方々が役場に來られて、課を尋ねて、多分配置変えも随分今度は出てくると思うんです。やっぱり寄りやすいところに寄りやすい大きな課を持っていくような形にしたいと思いますけど、ネーミングは今言われたように、本当にそれでいいのか、もう一度考え直していただきたいというふうに思ってます。

その産業というのは大まかに見ればわかります。言われてることは。ただどいかに町民の方がわかりやすいかということを中心に考えていただきたいと。農林というのはやっぱり切っても切れない玖珠町じゃないかなというふうに思ってますから、また、これ委員会付託になると思いますので、またそちらの方で十分意見の交換をしたいと思います。

○議長（片山博雅君） 太田副町長。

○副町長（太田尚人君） 今のわかりやすい名前が大切だというふうなことは十分理解をいたしております。この名前が突然出てきたんで、非常に慣れないというふうな側面が多分あるというふうに考えていますので、いろんな広報、住民へのPRというふうなことも重ねながら、定着するような形でやっていきたいというふうに考えております。

○議長（片山博雅君） 7番松本義臣君。

○7 番（松本義臣君） 先ほどからいろいろネーミング、私も議員皆さん一緒と思います。やっぱり町民にわかりやすいネーミングが必要かなと思います。それで、今後ですね、今副町長の方からありましたように、そういうPR、周知をさせるというのが1点でありますけれども、今後は反対にですね、そういう募集も、こういう課が、ネーミングもいいかなというふうなそういうのもひとつ大事じゃないかなというのが1つあります。

それと、先ほどの地域力創造課の分掌事務、名前が私もちょっとひっかかるんですが、こういったところが、今、副町長の話聞きますとですね、従来の企画と財政これが一緒になったときもありますし、分離したときがあった。これは私は非常にですね、分離するというのは私はいいと思います。でないとやっぱり創造力をしていくと、企画と財政が一緒になりますとですね、どうしても先に予算、金が先にありますので、創造の方がもう後からついてくるわけですね。それでくともう発想がもうゼロになってきますから、やはり財政とこの企画というのはやっぱり分離するのが私はそれは良かつ

たかなと、今後期待をするところであります。

もう1点は、このこちら町長部局だけありますので、教育委員会部局が今後そういった組織の改編かそういったことがあるかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（片山博雅君） 5番佐藤左俊君。

○5 番（佐藤左俊君） 今日には議案質疑という形でお話をさせていただいておりますが、少なくとも私はこの行革を進めてですね、私も当時行革の委員でありましたが、いかにしてですね、人間を適正化をするかということで、かなり詰めた議論をいたしたつもりです。少なくとも副町長についてはですね、その辺の内容とか議論過程というのはやっぱりわかってない部分が、今、副町長からしか答弁いただいております。そういう中でですね、暫定的に何年か後にまたなくすとかそういう具合のもんじゃなくて、やはり全体的に玖珠町の職員の数がどんどんどんどん減っていくわけですから、町民の皆さんもいろんな意味で難しいところもございます。ですからもうちょっとですね、これは今質疑ですからいいんですが、当然これは委員会付託になったときには恐らくそういう類の部分が相当出てくるんじゃないかと思いますから、今はここで議論するあれとかじゃないと思いますので、ただ、その辺のところは十分踏まえたうえで発言していただかないとですね、何か、以前一生懸命やった関係者、職員もだいぶんおると思いますけれども、これはやはり課をどれくらい制約しながら中身をどうしていくかというのは本当に議論してると思います。ですから皆さんが賃金カットなりして何とか町が生き延びるようにしようとしてるわけですから、課は全く、数がもう全然扱ってないような状況は、これは問題があるというふうに思っております。終わります。

○議長（片山博雅君） 太田副町長。

○副町長（太田尚人君） 今、佐藤議員さんから、行革の視点で組織も抜本的に統廃合した方が適切じゃないかというふうなご意見をいただきました。私も、実は玖珠町に来る前に市町村振興課におりまして、市町村振興課の前は行政企画課というふうなところで、組織の、県の組織の全体を組織改正していったというふうなところ2年間経験をさせていただきました。そういった中で、町の行政組織と県の行政組織のあり方というのが、こちらに来てやっぱり若干違うんじゃないかなろうかなと。県の方も、農林水産部と、部も、商工と農林まではくっつけたりはしてありませんでした。ただ、よその県ではもう商工と農林をくっつけてるところも多々あります。ただ、そういった大掛かりな組織を作ったときには、必ずその間に中間のポストをどんどん入れていかないといけないというふうなことで、県の行政組織の中の1つの部長さんの、いわゆる法律という守備範囲と同じぐらい、町村の場合の課の課長さんの守備範囲が広いというふうな状況の中で、行革の視点というのは大事なんですけども、そこを一気に課を2個1にしてしまうというふうなことであれば、なかなかその後の行政運営は難しくなるのかなと。仮に2個1にすれば、課長と係長の間に補佐とか理事官とか企画官というふうな形をワンクッション入れていかないと、なかなか組織が回らないというふうな状況も出てくるので、なかなか町村の中で大胆に課を減らしていくというふうなことに難しい面があるんじゃないかなろうかなというふうなことで、非常にその12が11になっただけだというふうなことで、行革の観点から不足を

するようなことはあるんですけども、この後の町の行政運営、町の発展というふうなことを考えた場合、こういった課の体制で、今度新しく新設する地域力創造課というふうなところに力を結集して、次の中継に向かっていきたいというふうな願いを込めて、こういった議案を提案させていただいてるというふうなことでありますので、よろしくご理解をお願いいたしたいと思っております。

○議長（片山博雅君） 14番日隈久美男君。

○14番（日隈久美男君） これまで副町長のみ答えております。

町長に対して、機構改革について皆さんがこれくらい質疑しよるんですからね、町長としてどう思うのか一言お願いいたしたいと思います。

○議長（片山博雅君） 後藤町長。

○町長（後藤威彦君） 今、話をするタイミングを計っておったところであります。

全体的に玖珠の今の町を考えたときに、課を、確かに今副町長の方から話のあったように、1課減らすのに大変苦勞をしたと思っております。先ほど質問の中で、産業観光振興課というのをつくるのにも、商工といわば農業と連携をさせる。これは、私は、今からの商工であれ農業であれ、これは連携をすることによって強さを増していくことができるだろうと、そういうふうに思っております。これは私のひとつの町政をやっていくうえの施策のある程度目玉にしたいなと思っているところであります。

それから、先ほど言ったように、自治振興室と総務、企画、財政課を分離をしまして、1つの地域力創造課というのを作りました。これはやっぱりシンクタンク的な意味合いも含めて、これからの22年23年、今からの10年間の、21年から、ごめんなさい21、22までですから、この2年間でいわば玖珠町の育成、どういうふうに町をもっていくか、それを地域力創造課という形の中でやっていきたい。要は行革をずっとやってきました。それだけでは、改革だけでは、これからは玖珠町町政を打って出る、創造しながらまちづくりをしていく、そういう中で考えたと思っております。

どうか議員の皆さん方には、まずそういう形の中でぜひともご協力を賜りたいなと思ってるところであります。よろしくお願いいたします。

○議長（片山博雅君） 9番江藤徳美君。

○9番（江藤徳美君） 町長の農林商工を一体化して観光に結び付けていくというのはわかるんですけど、それならばやはり農林商工というのを名前を残してですね、それを一体化していくということを町民にわからせた方がいいんじゃないかと思います。特に、町長も、先ほど尾方議員が言ってたように農林業の町、基盤産業ということをやっておりますし、昔、国が農林水産省のとき農林省と昔は言ってたんですけど、最近では農水省といって、林業がそのときこれはもう非常に低い位置に見られるんじゃないかというような国民もちょっとそういう時期も、特に林業家の中にはあったわけですけど、これも産業というのは、説明ではわかるんですけど、なかなか町民にこれを理解してもらうということは、非常にわかりにくいんじゃないかと思っておりますので、答弁はいいですけど、要望としてお願いします。

○議長（片山博雅君） 3番河野博文君。

○3番（河野博文君） 3番河野です。

まずお聞きしたいのは、この組織改革のですね、基本的にこの課をこういうふうにするとかいうことを決めたのはどういうメンバーで決められたんですか。諮問委員会とかそういうのを開いて決められたのかどうか、それが1点と、この人員、主に人員削減が目的となると思うんですけど、この課によって、この後、課を分けますよね係ね、したときに今の役場の組織とこれを作ったときの役場組織のメンバーで何名ずつが削減するとか、そういうのを具体的にわかるところまでを出していただきたいんですけど。

○議長（片山博雅君） 松山総務課長。

○総務課長（松山照夫君） お答えいたします。

まず、第1点のこの組織改革を決めたところというところでありますけれども、これは町三役、そして総務課でございます。事後報告でいろんな団体に報告してます。

それから職員の数、これは人事に絡みますので、これはまだ公表できませんので悪しからずお願いいたします。

○議長（片山博雅君） 3番河野博文君。

○3番（河野博文君） 今、町三役と総務課で案を作ったと言われましたが、いつも町長は町民の目線でものごとを考えるというときに、今言われるような決め方だったら、町民の意見が全く入らないでこういう組織の案を出してきてるんじゃないかな、そういうふうな気がします。

それともう1つ、人員削減の件でね、名前を誰々出すとかそういうことは言ってないんですけど、これをするによってどのくらいの人数になるかという、そのくらいのことは公表すべきじゃないんですかね。やはりそこまでしないと、実際、見てから、課は確かに1つ減ってますよね。で、どの程度の効果があるかというのが、やはりそれをはっきり示すべきじゃないかと思いますけど、どう思われますか、町長でいいです。

○議長（片山博雅君） 松山総務課長。

○総務課長（松山照夫君） これは今並行してこれから行うんでありますけれども、人事異動というものがもうこれはつきものであります。それには必ず係の増減、あるいはそれに伴う人員の配置というものがありますから、今まだ未定の段階でありますから、確定はしておりませんので、これは決定、ある意味内定をしないと公表できませんので、ご了承願いたいと思います。

○議長（片山博雅君） 3番河野博文君。

○3番（河野博文君） 質疑はまだ2回目でございます。町長にお聞きしたんで、町長よろしく。

○議長（片山博雅君） 後藤町長。

○町長（後藤威彦君） 自席から答えさせていただきます。

全体的に町の行革のプランの中で少し人間を少しずつ減らしてきております。その中で考えた形があります。課については。勿論これを何もかもまとめればいいということではない。ただ、考え方の

基本としては、産業といった場合に、勿論農業、それから商業を含めて、工業も含めてなんですが、産業というふうにとらえたわけであります。ただ、言葉的にもう少し検討は余地があるんじゃないかという形は、サブタイトルの下に農業と書くというような書き方もできるかもしれませんが、要は人員削減を、皆さんご存知のとおり150人体制にもっていく中での考えたことで、それから今の町の、町職員の活性化というか、町職員の皆さん方もポストをどんどん減らしてしまうということを考えるよりも、やっぱり働きやすい形をとりながら、少しずつ、痛みを少しずつ受けながらしていこうというような形の中で考えたことであります。

そういうことでご了承を賜りたいと思います。

○議長（片山博雅君） 3番河野博文君。

○3 番（河野博文君） やはりですね、これしていく中でどのような効果が出るかということが一番の目的じゃないかと思うんですよ。そのために人員の削減もせなならんところがあるかと思います。また、どういうふうな課にするべきかとかいうようなことをね、やはり真剣に最初に計画していくのがね、大事じゃないかな。それを計画していく中で、この課にはこのくらい的人数が必要だということとか、そういうことをね、やはり決めていく中で、もうちょっとやっぱり幅広いメンバーで意見を聞きながら、こういう組織を考えていくとか、そういうようなことをね、やっぱりしていくべきじゃないか。組織というのはこれ1回変えたらすぐ変えられるようなものじゃないと思うんですよ。

例えばですよ、この中で建設課、公園整備室とありますが、今、実際、建設課と公園整備室は兼務してるんじゃないですか、建設課長がね、兼務してるでしょう。したときに、今までの方が、企画していく中でいろんなことがね、やっていったので大変だったと思うんですよ、公園整備室というのは。先ほど運動公園が主というふうに僕はとったんですけどね、そうしたときに、これからは一応こういうのが決まったら、実際の仕事をやっていく、仕事、工事とかやっていく中で、これはもう建設課に含めていいんじゃないか、わざわざ公園整備室を残す必要はないんじゃないかなとかそういう話も出てくると思うんですよ。1人の課長が兼ねとるんなら、もう建設課と公園整備室とかそういうのを兼ねる必要はないんじゃないかなと、例えばの話です。そういうようなこといろんなことが出てくると思うので、やはりこういうようなことを計画するには、もうちょっと、悪いんですけど、いろんな人の意見を聞くようなところを作ってね、そして考えていくのが執行部のやり方じゃないかと思うんですけど、で、先ほど申しましたように、町長がいつも町民の目線と言われるから、やはり町民の目線が今町長どこにあったのか、その辺をはっきりしてもらいたいなというふうに思っております。また、今後そういうふうな姿勢でやっていってもらいたいなと思っております。

○議長（片山博雅君） 太田副町長。

○副町長（太田尚人君） 2つほどご質疑があったと思います。行革の絡みで人数の絡みがどうなるかというふうなご質疑でございます。

勿論、組織改正と行財政改革とその一体で一気にできれば、それはそれに超したことはないんですけども、行革の絡みに人数につきましては、平成17年でしたか、国の行革推進法というふうなものが

制定されております。その中で6%弱の、5.7%でしたか、そこの職員削減をクリアしないといけないというふうな法律の目標が定められております。これについては、行革プラン、今、町で進めてます行革プランの中で、そこはもう必ず達成をしていきたいというふうなことで推進いたしておりますので、そこはご理解いただきたいと思います。それを踏まえてこの組織改正の中でも、十分その法律の設定した数値というふうなことは実施、実行していきたいというふうなことで考えております。

もう1つ、先ほど建設課と公園整備室の関係でお話があったと思います。ここも確かに検討の中ではそういったことも1つの案というふうなことを考えておりましたけども、今、用地が終わって、これから建設が入っていくというふうなときに、そこをスクラップするといふようなことは、かえってまた議員の皆さん方のご理解も得にくいんじゃないかというふうなこともあって、時限的にやっていくというふうな中で、こういった室を残存させてるというふうな状況であります。

○議長（片山博雅君） ほかにありませんか。

2番工藤重信君。

○2番（工藤重信君） 2番工藤です。

この議案の9号の玖珠町行政組織条例の全部改正についてということで上げていますが、この具体的にですね、書いてした方がいいんじゃないかというふうに思います。それはこの玖珠町の例規集にもつながることです。それで玖珠町行政組織条例の第1条から第3条、更には、これは81ページにありますけども、更には、玖珠町事務組織規則第3条、この変更はあると思われますけども、これは変えてないけども、どんなふうになりますか。

○議長（片山博雅君） 松山総務課長。

○総務課長（松山照夫君） お答えいたします。

この議案第9号は全部改正となっておりますが、議案の提出上のテクニックとして、一部改正で上げるか全部改正で上げるかと、どちらが見やすいかという判断等を加えて、今回の場合は全部改正、一部出すよりも全部出して総体的に見せようというのが、こういう趣旨でこれ全部改正にしています。

そこで、具体的にわかりやすいようにこの参考資料の9ページ、これに新旧対照表を付けておりますので、このアンダーラインが入ったところが変わりましたよということの説明でございますので、遅くなりましたがご参考になると思います。

それから、具体的な事務分掌等は規則でございますので、これはもう町長の専管事項でございますので、先ほど言いましたように、並行して今事務を進めておるということでございます。

○議長（片山博雅君） 2番工藤重信君。

○2番（工藤重信君） わかりました。先ほどからですね、課の編成のことで、産業観光振興課、これについては課内の分掌事務が入ってくると思うんですが、こういった、例えばですね、簡単にこれ書いてますけれども、農業、林業、畜産、水産とか商工業、観光とか公園とか全部入ってくると思うんですが、こういったところの人員配置とかいうのは十分な検討がなされてるんですか。

○議長（片山博雅君） 松山総務課長。

○総務課長（松山照夫君）　今回、基本的には、課の名前が変わっておりますけども、廃止する課、移動する課、その課が所管しておった係はそのままその新しい課に行くという基本的なスタイルを持っております。その中で、人員の増減勿論出てきますので、先ほど言いましたように、今、並行して行っておるということでございます。

○議　長（片山博雅君）　7番松本義臣君。

○7　番（松本義臣君）　先ほどですね、この議案質疑ですから、ちょっと私も教育委員会のことを言ったんですが、ちょっとそぐわないかもしれませんが、やはり行財政改革の中でのこういった提案でございますので、当然人員ですね、職員の人員等が教育委員会についても定数はあります。そういうことも絡めて、今後ですね、やっぱりこの町長部局のみならず、やっぱり教育委員会部局の中でのやっぱり定員の関係も出てくると思いますので、今後教育委員会のその組織の改正ですか、そういったのをもし予定されているかどうかをお尋ねしたいと思います。

○議　長（片山博雅君）　本田教育長。

○教育長（本田昌巳君）　お答えします。

私ども教育委員会の守備範囲は、いわゆる学校教育、それから学校外教育、これは一般的に社会教育とっております、文化財を含めてですね。で、子どもを取り巻く環境、それからいわゆる社会教育の一般の子どもを取り巻く環境は随分変わっておりまして、そういう時代に即した教育、学習をスムーズに展開をするためには、まずもって行政組織の改革が必要だというふうに考えております。ですから、これから先かなり綿密な検討を加えるといいますのは、私どもは玖珠町教育総合審議会というのを持っておりますので、その中でも検討いたしたいと思いますが、その結果を、最終的な教育委員会の決定機関であります教育委員会に諮っていきたいと思いますが、今のところは、特に単純化されます学校教育、それから社会教育について、今現在どうしても変えなければならないという方向は出ておりません。今後の課題として受け止めていきたいというふうに思います。

以上です。

○議　長（片山博雅君）　ほかにありませんか。

（な　し）

○議　長（片山博雅君）　質疑なしと認めます。

議案第9号の質疑を終わります。

次に、議案集20ページです。

議案第10号、玖珠町非常勤特別職の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

（な　し）

○議　長（片山博雅君）　質疑なしと認めます。

議案第10号の質疑を終わります。

次に、議案集21ページです。

議案第11号、証人等の実費弁償に関する条例の一部改正について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

(な し)

○議長（片山博雅君） 質疑なしと認めます。

議案第11号の質疑を終わります。

次に、議案集22ページです。

議案第12号、玖珠町特別職の常勤職員及び教育長の給与に関する条例の一部改正について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

3番河野博文君。

○3番（河野博文君） 3番河野です。

行革のためにですね、大幅にカットしていただくというふうなことでここに掲げられておりますが、これは三役の方だと思います。そこで三役の町長、副町長、教育長、特に町長、教育長に関して、今、年金をもらわれていますか、その辺をちょっと教えていただけないですか。

○議長（片山博雅君） 後藤町長。

○町長（後藤威彦君） 年金はもらっておりません。

○議長（片山博雅君） 本田教育長。

○教育長（本田昌巳君） 同じでございます。

○議長（片山博雅君） 3番河野博文君。

○3番（河野博文君） 3番河野です。

もう1点ですね、副町長は県から玖珠町の方に来られましたが、県におられたときと、今、副町長になられたときと、報酬としてはどちらが安いかわかるか、それだけでもいいですから教えていただきたいと思います。カットしたときに。

○議長（片山博雅君） 太田副町長。

○副町長（太田尚人君） 少し高くなっております。

○議長（片山博雅君） ほかに質疑ありませんか。

(な し)

○議長（片山博雅君） 質疑なしと認めます。

議案第12号の質疑を終わります。

次に、議案集23ページです。

議案第13号、玖珠町職員の給与に関する条例の一部改正について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

(な し)

○議長（片山博雅君） 質疑なしと認めます。

議案第13号の質疑を終わります。

次に、議案集24ページです。

議案第14号、玖珠町職員の旅費に関する条例の一部改正について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

（な し）

○議長（片山博雅君） 質疑なしと認めます。

議案第14号の質疑を終わります。

次に、議案集25ページです。

議案第15号、玖珠町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

（な し）

○議長（片山博雅君） 質疑なしと認めます。

議案第15号の質疑を終わります。

次に、議案集26ページです。

議案第16号、玖珠町基金条例の一部改正について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

（な し）

○議長（片山博雅君） 質疑なしと認めます。

議案第16号の質疑を終わります。

次に、議案集28ページです。

議案第17号、玖珠町国民健康保険税条例の一部改正について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

（な し）

○議長（片山博雅君） 質疑なしと認めます。

議案第17号の質疑を終わります。

次に、議案集29ページです。

議案第18号、玖珠町税特別措置条例の一部改正について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

（な し）

○議長（片山博雅君） 質疑なしと認めます。

議案第18号の質疑を終わります。

次に、議案集30ページです。

議案第19号、玖珠町出産祝金等支給条例の一部改正について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

5 番佐藤左俊君。

○5 番（佐藤左俊君） ちょっと私も勉強不足で聞けばよかったんですけど、ちょっと質問させてください。

特に、今、少子・高齢化とかですね、いろんな意味で福祉関係予算削られてる中で、これが5万円を3万円にするということを明確にやられてますが、この意図はちょっとご質疑いたします。

○議長（片山博雅君） 宿利学校教育課長。

○学校教育課長（宿利博実君） 議案第19号の条例であります、これ福祉の条例であります。ただ、この条例の中に、第三子に係る入学児童についての改正であります。現在、第三子の児童が小学校に入学する場合に、これまで5万円の入学祝金を出しておったわけですけども、この5万円を3万円という改正であります。

出産祝金等につきましては、改正はございません。

○議長（片山博雅君） ほかにありませんか。

3 番河野博文君。

○3 番（河野博文君） これはですね、先ほどから出てました医療費の中学生までの助成と絡んでくると思うんですけど、そちらの方にしたからこちらの方はカットしていく、それでは何か意味合いがちょっとまた、町長が掲げた公約と違ってくるような気がするんですけど、その辺町長はどう思われますか、違ってませんか。

○議長（片山博雅君） 後藤町長。

○町 長（後藤威彦君） この点についてお答えします。

予算的にはもう全然違うわけではありますが、医療費の場合は中学までは2,500万ぐらい予算的には要るんじゃないかと思ってます。具体的にどの分がどうどうだというのはともかくとしまして、そういう形であろうと思います。

これは、こちらの方は何百万の台であります、県下の情勢を見たときに、いわばもうどこも大体支援をやめていってしまってるのが実態であります。確かに玖珠町の場合ならどうかということになるかと思いますが、これでいわば少子化対策としてどうかというような議論がありまして、この中でこれはあんまりそう関係はしてない、増えてるというふうには見えないということで、止めていく方向にしたいなど。それも一気にやめるわけにはなかなかいかないので、こういう形をとらせていただいております。よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（片山博雅君） 3 番河野博文君。

○3 番（河野博文君） 3 番河野です。

町長が選挙に出られたときとだいぶ変わってきたなという感じがします。必要ないというようなことはないと思います。これを、例えば就学するのにね、やっぱりそのときに経費がかかったりしますよね。その中で、やはり今までこれだけしてきて、子どもの町、童話の町とかいいながらやってき

てる、それが玖珠町のいいところじゃないかと思っております。それに対してまた医療費の方も助成していくと、すばらしい傾向にあってたんですけど、片一方の方は少し良くなってきたかなと思ったら、片一方の方がまた反対に下がってくる、ちょっとね、本当に良くするんなら、両方ともね、町長もよく保育とかいろんな児童に対してね、やりたいとか言ってる割には、その辺、今のほかの町村でやってないからとか、必要なくなってきたんじゃないかなとか言われてますけど、ちょっとまだこれは残しておいた方がいいんじゃないかなと思いますが、もう一度見解をお願いします。

○議 長（片山博雅君） 後藤町長。

○町 長（後藤威彦君） 確かにおっしゃられるとおりの点もあろうと思います。ただ、より今の財政状況を見たときに、どこに重点を置くのか、どこにどういうふうにすればいいのか、そこらあたりを考えての結論であります。だからほかの予算の、子どもに対する予算の使い方をどこにやっぱり重点を置いていくのが、一番町民の皆さん方がより喜び理解していただけるかということの視点から、これは少し縮小していった方がいいなと。その代わり、こういうことをやっていこうということを考えたわけでありまして、財政的な面が一番大きいわけですが、その点からこういう形をとらせていただきました。

○議 長（片山博雅君） 3番河野博文君。

○3 番（河野博文君） まあそういうこともありますよね。しかし、今年とか、まだ政府に関しては地域に対していろんなね、特別な交付金とかそういうのを考えていく中でね、やはり町として独自の考え方、やり方、そういうのを発想を持っていけば、こういう面も町長が大事にする子どものね、育成に必要じゃないかなと僕は思います。もう後は答弁はいいです。

○議 長（片山博雅君） ほかにありませんか。

11番秦 時雄君。

○11番（秦 時雄君） 秦です。

この玖珠町の出産祝金等の支給条例ということで、その中の条例の中を見ますとですね、この入学祝金5万円を3万円にするということですね。そして、その中のですね、各条例の項目の中に、入学祝金というその条例の中に謳ってるわけで、それがことごとく削除ということになってますね。そうすると、この入学祝金というのはどういうことで、この根拠がわからなくなるんじゃないですか、これでいいんですかね。入学祝金、入学祝金の支給する根拠、その全部削除してるわけですね、項の。これからいきますとね、入学祝金をことごとく削除してるわけですね。削除するということなんです、改正後はですね。これ僕のちょっと考え方の誤りかもしれませんが、ちょっと、ちょっとわからないなと私思ってますね。わかりにくいですね。

○議 長（片山博雅君） 宿利学校教育課長。

○学校教育課長（宿利博実君） 先ほど町長も答弁の中で述べてまいりましたけども、削除すると言い方ですが、21年度に5万円を3万円に、22年の4月1日をもって入学祝金は削除をするということとです。

○議長（片山博雅君） ほかにありませんか。

（なし）

○議長（片山博雅君） 質疑なしと認めます。

議案第19号の質疑を終わります。

次に、議案集31ページです。

議案第20号、玖珠町介護保険条例の一部改正について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

（なし）

○議長（片山博雅君） 質疑なしと認めます。

議案第20号の質疑を終わります。

次に、議案集33ページです。

議案第21号、玖珠町老人福祉センターの指定管理者の指定について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

（なし）

○議長（片山博雅君） 質疑なしと認めます。

議案第21号の質疑を終わります。

次に、議案集34ページです。

議案第22号、玖珠町森林とのふれあい施設の指定管理者の指定について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

5 番佐藤左俊君。

○5 番（佐藤左俊君） 5 番佐藤です。

指定管理者についてはですね、今、議長がずっと各号ごとに言ってますが、これは指定管理そのものの中での議論じゃないと、個々の議論といいますと、いろいろとまだ詰めなきゃならない問題がありますから、全体的な指定管理者の問題についてですね、ご質問をさせていただきたいと思いますが、いいでしょうか。

○議長（片山博雅君） 議案質疑ですから簡明に。

○5 番（佐藤左俊君） いいですか。

○議長（片山博雅君） はい。

6 番柳井田英徳君。

○6 番（柳井田英徳君） 6 番柳井田英徳です。

指定管理者のこの内訳を見たところ、これ満期が5年ですかね任期が。5年前にもその前もこの方、具体的には言われませんが、そしたらもう10年経つんですね、10年経つことは、もう年にとって、年をとられて、10年ですから、そんな人がこの中におると思うんですよ、もう、まあ年齢的に無理じゃないかと私はそんなふうに理解しましたが、だからこの問題は常任委員会の方に付託されておるま

すので、付託された委員会で慎重に審議をしていただきたいと思います。

（「そんなことでは悪い。違う。委員会じゃない、ここで質疑。」の声あり）

○6 番（柳井田英徳君） それではもう具体的に言いますけど、古後の立羽田の件、2箇所ですね。

この方、私大変もう年をお召しになっていると伺っております。だからもう一度検討の余地があると思いますので、執行部の方はどんなふうな考えでこういう名前を上程したのかお聞きいたします。

以上です。

○議長（片山博雅君） 麻生農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（麻生長三郎君） お答えをいたします。

指定管理者はどういうふうにして決めたかということでございますが、立羽田については、立羽田の組合が、議員さんご存知のとおりでございます。で、組合の総会において代表者が決定し、その代表者の申請と、代表者が申請、指定管理者ということで提案をさせていただいております。

○議長（片山博雅君） ほかにありませんか。

6 番柳井田英徳君。

○6 番（柳井田英徳君） 6 番柳井田です。

それでは、これはもう変更、若しくは変わることはないということですかね。決定ということですか。

○議長（片山博雅君） 麻生農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（麻生長三郎君） この指定管理者制度については、3年前に指定管理者制度ができたわけでありまして、その中での質問もございました。代表者が変わった場合どうなるかという質問がございましたけど、この期間中にもし代表者が事故を起こされて変更せざるを得なくなった場合とかどうするのかというご質問が出ました。

条例に関しましては、この代表者の決定であります、その中で決まれば、変更を行った場合については、以後その指定管理者に移っていくと。議案上の中身はこの期間でいくが、次の部分については指定管理者に移っていくということでございます。

以上です。

○議長（片山博雅君） ほかにありませんか。

5 番佐藤左俊君。

○5 番（佐藤左俊君） 5 番佐藤であります。

指定管理者というの非常に町としては有り難い何というか、町が管理をしなくてよくなるので、そういうふうになつてそういうふうになりましたけれども、現実ですね、個々の実態がこれからどういうふうになっていくのか、現実とにかくお任せっぱなし、今度は5年間いくわけです。前は3年だったと思うんです。今回、道の駅は3年という期限付きで、先ほど町長が町長を決めるような何か話をしておりました。当然ですね、指定管理者というのはかなりの部分で、今いろんな問題が起こっております。玖珠町はですね、幸いいいようでございますが、ただ、いろいろ今度は経営をされてる

方々、非常に景気のいい頃ならいいんですが、かなりやっぱ厳しい状況下に置かれますし、どっちかというと管理ができなくなって手放すような状態が今から出てくると思います。そういう意味では、町としてもですね、とにかく指定管理をしてるからというだけじゃなくて、そこら辺の調査なり実態なり十分日頃からでもチェックする必要があると思うし、これ安易に指定管理だからというふうに押し流すようなことはですね、これから先気をつけていかなきゃならないというふうに思いますので、その点は十分やっていただきたいなというふうに思います。

○議 長（片山博雅君） 14番日隈久美男君。

○14番（日隈久美男君） 14番日隈です。

先ほどですね、企画財政課長にお尋ねしました件で、これまた32号に町長ということで指定管理者が町長ということで出ております。いろんな絡みが先ほど佐藤議員から言われたようにあると思うんですけど、その辺についてこれでよいのかですね、その点をお聞きしたいと思います。

○議 長（片山博雅君） 帆足企画財政課長。

○企画財政課長（帆足博充君） 日隈議員さんのご質疑にお答えします。

先ほど議案第8号で、私が、町長と協議会の代表者（町長）との関係における指定管理者でいいのか、条文の中に町長と指定管理者の規定が表記がございますので、その点で、先ほど申し上げた内容は、私のちょっと理解の不足するところでありまして、玖珠町の土地開発公社等の取り扱いを想定した町長と代表者の扱いで発言をいたしまして、大変申し訳なかったと思っておりますが、指定管理者制度におきます町との関係において、公の施設の指定管理については、議会の議決により行うことができるということが前提であります。その場合の、町が代表者を務める組織が、その指定管理として指定を受けられるかということですが、要綱上、これは自治法の規定の中で、町長の兼業の禁止の規定というのが自治法第142条がございます。ただ、この指定管理における代表者を長が務める場合においては、その自治法に規定される意味における請負という規定にははまらないということで、指定管理の場合には、あくまでも施設の、公の施設の管理という意味で、一般的な取引関係における請負業務とは違うという規定の中で、できるということで規定がされておりますので、ここの第32号におきます玖珠町道の駅童話の里くすの指定管理者としての代表者後藤威彦、代表後藤威彦という標記で間違いございませんので、よろしくお願いいたします。

○議 長（片山博雅君） 2番工藤重信君。

○2番（工藤重信君） 2番工藤です。

議案の22号のこの玖珠町森林とふれあいの施設、この中でですね、多分あったんじゃないかと思うんですが、この施設の中のボイラーか何か盗られたとかいうふうな形を聞いていますけども、そういったときに、この指定管理者はどのような分野の中の責任等はあるのかちょっと、発生するのをお聞きしたいんです。

○議 長（片山博雅君） 麻生農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（麻生長三郎君） この施設、この施設につきましては、町有財産

ということであります。指定管理者がどこまでの範囲があるかという部分でございましょうけど、この部分、警備、警察の方と協議を行いました。で、ここの分について警備等を強固にしていくと、来客者数の減が起り得る可能性があるということで、その辺強くは行っておりませんが、要は管理に関する部分についてはある程度あるのではないかと。ただ、所有権につきましては、町の財産でありますので、その部分の保険等を掛ける必要があるのではないかとというふうには考えております。

○議長（片山博雅君） ほかにありませんか。

10番宿利俊行君。

○10番（宿利俊行君） 10番宿利です。

いずれにしても、殆どが町有物件でございましてですね、既に耐用年数等は来ておる施設もあるわけですが、こういったときにですね、維持あたりはどういうふうになさるのか、平口で言いますとですね、儲けておるところはその儲けの中からそういう維持管理、維持をするかもしれませんけど、もう現実閉店状態のようなところもありますですね、はっきり言ひまして。そういったところがですね、今後更に建物等が老朽化していくと、そういうことの維持あたりはどういうふうな考え方を持っておるんですか。

○議長（片山博雅君） 太田副町長。

○副町長（太田尚人君） 今、老朽化した施設もこういった施設の中にはあるというふうなご指摘であります。指定管理自体元々公の施設を自治体自らが管理していくというふうな前提でございますけども、そういった中で、こういった箱物、公園等々の類については、民間の活力を導入した方が経営的にもうまくいくんじゃないだろうかというふうな話で、法律改正してこういった形でやってるというふうなことでございますけども、そもそもこういった施設の老朽化については、増改築を含めて、それはきちんとこの施設は有用であるというふうなことであれば、役場の方の予算で適切な予算措置のもとに施設の管理をやっていくというふうなことになるというふうに考えております。

ただ、通常のその経年劣化というか、毎年陳腐化していく部分のいわゆる補修繕といったふうな類については、なるべくそういった事業収入の中で修繕していくというふうな考え方が基本にありますので、大きな増改築、施設のリニューアルといったことで活性化を図る場合には、当然役場の方でその措置をしてやっていきたいというふうに考えております。

○議長（片山博雅君） 3番河野博文君。

○3番（河野博文君） もうずっと続いていってるのでいいですかね、質疑。

○議長（片山博雅君） いや、その都度。

ほかにありませんか。

（なし）

○議長（片山博雅君） 質疑なしと認めます。

議案第22号の質疑を終わります。

次に、議案集35ページです。

議案第23号、玖珠町立羽田農産物共同販売施設の指定管理者の指定について、質疑を行います。
質疑ありませんか。

(な し)

○議長(片山博雅君) 質疑なしと認めます。

議案第23号の質疑を終わります。

次に、議案集36ページです。

議案第24号、玖珠町立羽田農産物加工施設の指定管理者の指定について、質疑を行います。
質疑ありませんか。

(な し)

○議長(片山博雅君) 質疑なしと認めます。

議案第24号の質疑を終わります。

次に、議案集37ページです。

議案第25号、玖珠町有機センター施設の指定管理者の指定について、質疑を行います。
質疑ありませんか。

(な し)

○議長(片山博雅君) 質疑なしと認めます。

議案第25号の質疑を終わります。

次に、議案集38ページです。

議案第26号、玖珠町農業・畜産公園カウベルランドくす施設の指定管理者の指定について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

(な し)

○議長(片山博雅君) 質疑なしと認めます。

議案第26号の質疑を終わります。

次に、議案集39ページです。

議案第27号、玖珠町農村都市交流施設三日月の滝公園の指定管理者の指定について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

(な し)

○議長(片山博雅君) 質疑なしと認めます。

議案第27号の質疑を終わります。

次に、議案集40ページです。

議案第28号、玖珠町宇戸農畜産物加工施設の指定管理者の指定について、質疑を行います。
質疑ありませんか。

(な し)

○議長（片山博雅君） 質疑なしと認めます。

議案第28号の質疑を終わります。

次に、議案集41ページです。

議案第29号、玖珠町東奥山農産物共同販売施設の指定管理者の指定について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

(な し)

○議長（片山博雅君） 質疑なしと認めます。

議案第29号の質疑を終わります。

次に、議案集42ページです。

議案第30号、玖珠町鹿倉休憩舎の指定管理者の指定について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

3番河野博文君。

○3番（河野博文君） ちょっとお聞きしたいんですけど、この鹿倉の休憩舎がありますが、ここは今商工会の方に委託されてると思うんですよ。しかし、やはりここというのは紅葉のシーズンだけであれして、日頃はもう全然閉めっぱなしというか、そういう状態になってますよね。この辺でやはり町の施設として持っている以上ね、玖珠町の入口にあるところの施設を何かもうちょっと活性化できるようなことをね、考えていくようなふうには考えられませんか。

○議長（片山博雅君） 坪井商工観光課長。

○商工観光課長（坪井万里君） 鹿倉の施設につきましては、ご案内のように商工会の方に委託しまして運営をしております。おっしゃるように、大体4月から紅葉の11月、12月も一部ございますけれども、1月、2月、3月については閉店状態というような状況でございます。

これについてはなかなか苦慮しているわけで、今後とも、1月、2月、3月冬どきはなかなかあそこはお客さんなかなかおいでにならないということもあって、何らかの活性化を図らなければならないというのは考えておるわけですけど、まあそれぞれアイデアもいただきながら、今後また検討していきたいというふうに思っております。

○議長（片山博雅君） 3番河野博文君。

○3番（河野博文君） 3番河野です。

そういう厳しいということはわかるんですけど、やはり町としても、やっぱり何らかの支援策を考えながらですね、やってくれる人に応援するぐらいの力添えをしたらどうかなと思っております。以上です。

○議長（片山博雅君） ほかにございませんか。

(な し)

○議長（片山博雅君） 質疑なしと認めます。

議案第30号の質疑を終わります。

次に、議案集42ページです。

議案第31号、玖珠町観光物産館施設の指定管理者の指定について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

(なし)

○議長（片山博雅君） 質疑なしと認めます。

議案第31号の質疑を終わります。

次に、議案集44ページです。

議案第32号、玖珠町道の駅童話の里くすの指定管理者の指定について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

(なし)

○議長（片山博雅君） 質疑なしと認めます。

議案第32号の質疑を終わります。

次に、議案集45ページです。

議案第33号、玖珠町過疎地域自立促進計画の一部変更について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

5 番佐藤左俊君。

○5 番（佐藤左俊君） 5 番佐藤であります。地上デジタル放送整備事業ということで、これは新たにこう加えてくるわけですが、具体的に町がどういうふうな係わり方をされるのかご質疑いたします。

○議長（片山博雅君） 帆足企画財政課長。

○企画財政課長（帆足博充君） ただ今の佐藤議員のご質疑にお答えいたします。

地上デジタル放送整備事業について、町の取り組みはということだと思いますが、平成21年度当初予算におきまして、地上デジタル放送共聴施設整備事業補助金といたしまして3,472万円を計上いたしてるところであります。

この事業につきましては、現在町内に14施設の共聴組織がございます。ただ、この整備補助金で補助できる事業対象というところにつきましては、共聴アンテナを整備するわけですが、その組合といいますか、組織の構成する戸数がございます。その整備事業費を戸数で割ったときに、3万5,000円以上の負担になるところが対象となると、3万5,000円というのが都市部においての本来自己負担としての考え方が、その補助制度の中、補助制度ではありませんが、自己負担と事業費との関係で、3万5,000円は本来自己負担として考えられておりますので、その部分を控除した部分が事業費の対象となります。

国のこのデジタル放送に対しての補助金につきましては、1箇所300万円の補助対象経費をみまして、その2分の1の150万円を補助するということと、先ほどのその整備費、かかる事業費を戸数で

割った金額から3万5,000円以下のところはその対象になりませんが、それ以上の事業費になるところについては、その部分に対して町が補助を上乗せするということが、現在、来年度の事業に向けて町内のその共聴組合の方々と協議を進めながら、21年度事業として整備を図るために準備を進めておるところであります。

また、その補助等については、NHKの方からも更に追加といいますか、補助制度も検討はされているようでありまして、いずれにいたしましても、昨年11月以降、伐株のデジタル放送の開始をみたわけでありまして、速やかに町内のそういう共聴組織に対して整備を図っていきたいということになります。

以上です。

○議長（片山博雅君） 1番尾方嗣男君。

○1番（尾方嗣男君） 1番尾方であります。

うちもこのデジタルであるんですけど、電気工事屋さんに聞くとですね、うちあたり戸数的にその対象金額にならないので、その地域を抱き込んだ総合計画であれば、なるんじゃないかなというように事案を聞くんですけど、その辺は定かではございませんが、私たちが聞く限りはそうなんですけど、町としてはどういうふうな、本当にそうやるのか、やらないのか、その辺をちょっと聞きたいんです。

○議長（片山博雅君） 帆足企画財政課長。

○企画財政課長（帆足博充君） 町として全町的な対応ということがどういうことになるのかということだと思いますが、この事業として上げてますところは、これまで国の許可を受けて共聴組合が発足したところが対象ということで、個人での助成制度にはなっておりません。新たな共聴組合の扱いについては、それぞれまたこれからの助成制度等導入等も考えられるかと思われませんが、現在町の方で調査した段階で、14施設での補助対象、それから町としての上乗せの試算として、先ほどの事業費が出ておりますので、今後、更に町内のテレビ受信、共聴組織等の調査を更に行いながら、事業的には進めていきたいというふうには思っております。

○議長（片山博雅君） 7番松本義臣君。

○7番（松本義臣君） それでですね、地上デジタル放送、これ私あまり詳しくありませんが、まず第1点目は、今度のこの自立促進計画が21年度までであります。まず第1点は、この今度の22年度以降に継続してこの事業を1つ上げるのか、上げんのかどうか、これが1つ。もう1つは、先ほど今話でありましたように、先般知事もこちらにおいでで来たときに、今この電波は、今の電波はですね、アナログの電波ですけど、非常に地域の景観、景色とか自然環境で相当電波が違います。それで我々の町の西部の方もですね、非常に最近民放なんかが1つ2つ映らないというようなことが出てきておって、非常に町民も苦慮しておるわけでありまして、今後、今、共聴の14施設という当初予算はこれは私も理解できます。ですから後はやはりデジタル化に向けてですね、町が独自でやはり1つの集落、集落、それを、2点目の調査をまずしたらどうかというのが1つのお尋ねです。2点目

ですね、お尋ねです。

そして、それによってやはり難聴地域に対してはやっぱりそういった枠を広げてですね、やはり県などにそういった補助金を申請しながら、また、できなければやっぱり町単でも、また地元の負担でも一緒にして、そしてやっぱりその難聴地域を解消すると、そういう努力が必要だと思いますので、そういうことも含めて、今後この自立促進計画の中の継続はやっていくのかどうか、この3点をお尋ねいたしたいと思います。

○議長（片山博雅君） 帆足企画財政課長。

○企画財政課長（帆足博充君） ただ今、松本議員さんから3点にわたるご質問であります。第1点目のこの議案第33号において、21年度までの計画として提案してる関係上、継続はあるのかということだと思いますが、今回、この過疎地域自立促進計画の一部変更として、期間的には17年から21年の5ヵ年であります。現在、過疎法の、現在過疎法が来年度失効する期間として位置付けられています。その関係上、デジタル放送等について、現在、町の過疎計画に記載がない以上、過疎債を充当することができませんので、この事業を早く推進することと、財源的な対応を考えたいと、過疎計画に追加登載するというところで提案を申し上げているところであります。

それで、今後継続するかにつきましては、過疎計画そのものはまだ不透明な現在状態であります。国の方でこれまで議員立法として位置付けられて今日まで継続されてきたわけですが、現在その法案の取扱いについては協議中ということでありますので、今少し過疎法に基づく整備については不明であります。21年度その共聴組合の一応調査した上の全組合に対しての助成制度を導入するというところでこの事業を位置付けております。

2点目の、調査、それからまた独自の対応ということでありますけれども、一応これまで認可を受けられたところの共聴組合については、調査を行い、そのエリア戸数等の図面にも落としながら調査を行っております。ただ、今少し不明なところも確かにあります。ただ、それは任意な組織で行われている共聴組合があるかと思います。ですから、その点は今後十分調査をしていきたいというふうに思っております。

それから、その対策として、難視聴地域をよりデジタル放送としての難視聴地域の解消に向けたということでありますので、それぞれ現在もうアンテナを上げられて視聴されていると思います。デジタル放送についてはチューナーといいますか、それを付ければ一応見える形にはなります。現在、先ほども個人負担3万5,000円といいましたけれども、そのチューナーの経費については新たに国の方でも開発を進めて、低価格で提供できるというか、それでデジタル放送が視聴できる環境を整えるということも検討されてるようでありますので、補助の制度は現行の今の中でとりあえず早急に進めるということと、今後国の動きなり助成制度なりどういう形が出るのか、いろいろ検討されてるようでありますので、その辺は十分踏まえながら、調査に基づいた対応をとっていききたいと思っております。

以上です。

○議長（片山博雅君） 7番松本義臣君。

○7 番（松本義臣君） 大体理解はできます。それでやはりアナログになっても、今アナログでありますけど、デジタルになってもやっぱり電波がなければなかなかですね、その点、今課長の方からのいろんな整備の関係もお聞きしてわかったわけでありまして、やはり電波をどういうふうにキャッチするかというのが一番大きな要因になりますので、今後はですね、この14施設の共聴、やはり1戸1戸のところでそういう事業ができるところはそれで結構なんですけど、やはり本当に難聴地域は、やはりそういった共聴の戸数を少しでも縮小してでもですね、やはり町独自で今後難聴の解消に向けてですね、やっていくということが非常に求められると思いますので、それはもうこれは要望としておきますけれども、今後こういったことに力を入れていただければとそういうように思います。

以上でございます。

○議 長（片山博雅君） 3番河野博文君。

○3 番（河野博文君） 変更、加える、地上デジタル放送整備事業を加えるということで、その前の事業名とか自立促進についての項は空欄となっていますけど、これは前のままということで理解していいんですかね。

○議 長（片山博雅君） 帆足企画財政課長。

○企画財政課長（帆足博充君） 地上デジタル放送整備事業を追加であります。

○議 長（片山博雅君） 3番河野博文君。

○3 番（河野博文君） 3番河野です。

追加ということで、そんならふれあい広場の方はこれはまだ残していくんですね。ということでいいですかね。

○議 長（片山博雅君） ほかにありませんか。

2番工藤重信君。

○2 番（工藤重信君） 2番工藤です。

ここに上げられてる電気通信施設等情報化のための施設、それからその他の情報化のための施設ということでちょっと漠然としていますが、言いたいことは、例えばお客さんが来たときですね、情報提供がかなりあるかと思います。その中でそれがストップにならないような、例えば予防的な避雷針の取付けとか、もしくは電源がストップしないような時間設置とかの用意はできるのかどうかをちょっとお尋ねしたいんですけど。

○議 長（片山博雅君） 帆足企画財政課長。

○企画財政課長（帆足博充君） 情報のそのちょっとご質疑の意味が取り違えたら申し訳ございませんが、この33号の議案につきましては、デジタル放送の追加ということでありまして、あと、今、無停電装置だとかそういうものが事業導入ができるのかということでございますけども、庁舎等におきましては停電対応の設備はいたしております。ただ、これは過疎債の対象事業として事業対象にするための事業の追加でありまして、そういう事業の計画をしてない内容についての記載はしておりません。

以上でございます。

○議 長（片山博雅君） ほかにありませんか。

（な し）

○議 長（片山博雅君） 質疑なしと認めます。

議案第33号の質疑を終わります。

次に、議案集47ページです。

議案第34号、土地の取得について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

（な し）

○議 長（片山博雅君） 質疑なしと認めます。

議案第34号の質疑を終わります。

ここで昼食の休憩をしたいと思います、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（片山博雅君） 異議なしと認めます。

よって、昼食のため休憩をいたします。午後1時10分より再開いたします。午後1時10分から再開します。

午後0時05分 休憩

△

午後1時10分 開議

○議 長（片山博雅君） 午前中に引き続き再開します。

次に、議案第41号から議案第48号までの8議案は、平成21年度玖珠町一般会計並びに各特別会計、水道事業会計の当初予算であります。

審査につきましては、予算特別委員会を設置し、付託したいと思いますので、本日は大別して質疑を受けたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（片山博雅君） 異議なしと認めます。

最初に、議案第41号、平成21年度玖珠町一般会計予算について、質疑を行います。

議案第41号は別冊となっています。

最初に、2ページ、「第1表 歳入歳出予算」歳入から9ページ、歳出最後まで、質疑ありませんか。

（な し）

○議 長（片山博雅君） 次に、10ページ、「第2表 継続費」から、12ページ、「第4表 地方債」まで、質疑ありませんか。

（な し）

○議 長（片山博雅君） 次に、14ページ「歳入歳出予算事項別明細書」総括歳入から、20ページ、8款自動車取得税交付金まで、質疑ありませんか。

(な し)

○議 長（片山博雅君） 次に、21ページ、国有提供施設等所在市町村助成交付金から、28ページ、3項国庫委託金まで、質疑ありませんか。

(な し)

○議 長（片山博雅君） 次に、29ページ、16款県支出金から、39ページ、22款町債最後まで、質疑ありませんか。

(な し)

○議 長（片山博雅君） これより歳出に入ります。

40ページ、1款議会費から、57ページ、6項監査委員会費まで、質疑ありませんか。

(な し)

○議 長（片山博雅君） 次に、58ページ、3款民生費から、74ページ、5款労働費まで、質疑ありませんか。

(な し)

○議 長（片山博雅君） 次に、同じく74ページ、6款農林水産業費から、83ページ、3項水産業費まで、質疑ありませんか。

(な し)

○議 長（片山博雅君） 同じく83ページ、7款商工費から、100ページ、5目災害対策費まで、質疑ありませんか。

(な し)

○議 長（片山博雅君） 次に、101ページ、10款教育費から、121ページ、6目ホッケー場費まで、質疑ありませんか。

(な し)

○議 長（片山博雅君） 次に、同じく121ページ、11款災害復旧費から、125ページ、14款予備費まで、質疑ありませんか。

(な し)

○議 長（片山博雅君） 次に、126ページ、継続費について、前々年度末までの支出額、前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額並びに事業の進行状況に関する調書から、130ページ、地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書まで、質疑ありませんか。

(な し)

○議 長（片山博雅君） 次に、132ページ、平成21年度玖珠町給与費明細書から146ページ、最後まで、質疑ありませんか。

11番 秦 時雄君。

○11番（秦 時雄君） 11番 秦です。

133ページのこの通勤手当です。これは議案の中にも通勤手当の各距離数によって今回変更になっておりますけども、その中で、行革の中です、この通勤手当を回りの市町村に準じたということで説明をされておりますけど、その1つのその理由というかですね、この中では210万円増えるということでもあります。そこら辺のことを、ちょっと今の行財政の中です、なぜなのかということでもあります。その説明をお願いしたいですね。

○議長（片山博雅君） 松山総務課長。

○総務課長（松山照夫君） お答えいたします。

今回の通勤手当の改定は、1つは、これまで距離に応じてやっておりますが、その距離の区分が5ランク別に、例えば大まかに5キロ～10キロ、10キロ～から15キロというふうに大まかな区分の仕方でありましたから、実際自動車通勤してる方にとってはちょっと負担になってるという側面がありましたから、これを1キロごとにずっと線引きを引き延ばしていきました。

それから、今日の物価高等を考えたときには、どうしてもこの実費補償ということから加算をして改正をいたしました。

いうまでもなく、今日は、現在行革プランの実施中でありまして、許す限りの範囲で、まあこの職員に対する今削減を強いておりますから、許す限りこういうところでひとつカバーをしていきたいということで、今回、通勤手当の改正を行いました。

以上であります。

○議長（片山博雅君） ほかにありませんか。

（な し）

○議長（片山博雅君） 議案第41号の質疑を終わります。

次に、議案第42号、平成21年度玖珠町国民健康保険事業特別会計予算について、質疑を行います。
議案第42号は別冊となっています。

2ページ、「第1表 歳入歳出予算」歳入から、6ページ、歳出合計まで、質疑ありませんか。

（な し）

○議長（片山博雅君） 次に、8ページ「歳入歳出予算事項別明細書」歳入から、9ページ、歳出合計まで、質疑ありませんか。

（な し）

○議長（片山博雅君） 次に、10ページ、歳入、1款国民健康保険税から、16ページ、7目雑入まで、質疑ありませんか。

（な し）

○議長（片山博雅君） 次に、17ページ、歳出1款総務費から、24ページ、11款予備費最後まで、質疑ありませんか。

（な し）

○議長（片山博雅君） 議案第42号の質疑を終わります。

次に、議案第43号、平成21年度玖珠町簡易水道特別会計予算について、質疑を行います。

議案第43号は別冊となっています。

歳入、歳出一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

(な し)

○議長（片山博雅君） 議案第43号の質疑を終わります。

次に、議案第44号、平成21年度玖珠町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について、質疑を行います。

議案第44号は別冊となっています。

歳入、歳出一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

○議長（片山博雅君） 議案第44号の質疑を終わります。

次に、議案第45号、平成21年度玖珠町老人保健特別会計予算について、質疑を行います。

議案第45号は別冊となっています。

歳入、歳出一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

(な し)

○議長（片山博雅君） 議案第45号の質疑を終わります。

次に、議案第46号、平成21年度玖珠町介護保険事業特別会計予算について、質疑を行います。

議案第46号は別冊となっています。

3ページ、「第1表 歳入歳出予算」歳入から、6ページ、歳出、7款予備費まで、質疑ありませんか。

(な し)

○議長（片山博雅君） 次に、8ページ「歳入歳出予算事項別明細書」歳入から、9ページ、歳出、7款予備費まで、質疑ありませんか。

(な し)

○議長（片山博雅君） 次に、10ページ、歳入、1款保険料から、28ページ、7款予備費まで、質疑ありませんか。

(な し)

○議長（片山博雅君） 次に、30ページ、介護サービス事業「第1表 歳入歳出予算」歳入から、39ページ、最後まで、質疑ありませんか。

(な し)

○議長（片山博雅君） 議案第46号の質疑を終わります。

次に、議案第47号、平成21年度玖珠町後期高齢者医療事業特別会計予算について、質疑を行います。

す。

議案第47号は別冊となっています。

歳入、歳出一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

(な し)

○議長（片山博雅君） 議案第47号の質疑を終わります。

次に、議案第48号、平成21年度玖珠町水道事業会計予算について、質疑を行います。

議案第48号は別冊となっています。

1ページ、平成21年度玖珠町水道事業会計予算から、25ページ、負債資本合計まで、質疑ありませんか。

(な し)

○議長（片山博雅君） 次に、26ページ、平成21年度玖珠町水道事業会計予算明細書から、41ページ、貯蔵品最後まで、質疑ありませんか。

(な し)

○議長（片山博雅君） 議案第48号の質疑を終わります。

以上で質疑を終了いたします。

日程第2 予算特別委員会の設置

○議長（片山博雅君） 日程第2、予算特別委員会の設置についてを議題とします。

お諮りします。

議案第41号から議案第48号までの8議案は、平成21年度一般会計並びに各特別会計、水道事業会計の当初予算であります。

8名の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、審査の付託をいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山博雅君） 異議なしと認めます。

よって、平成21年度当初予算8議案は、8名の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、審査の付託をすることに決定いたしました。

ここで、委員会構成のため暫時休憩いたします。

議員の皆さんは議員控え室にお集まりください。執行部の皆さんはこのまま暫くお待ちください。

午後1時18分 休憩

△

午後1時25分 開議

○議長（片山博雅君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

予算特別委員会委員の選任を行います。

予算特別委員会委員につきましては、玖珠町議会委員会条例第6条第1項の規定により、議長において指名することになっております。

これから予算特別委員会委員を指名します。

1 番 尾方嗣男君 3 番 河野博文君 5 番 佐藤左俊君 7 番 松本義臣君

9 番 江藤徳美君 11番 秦 時雄君 13番 藤本勝美君 15番 後藤 勲君

の8名を指名したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山博雅君） 異議なしと認めます。

よって、ただ今指名しました8名を、予算特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

ただ今、設置されました予算特別委員会委員の委員長及び副委員長は、玖珠町議会委員会条例第7条の規定により、委員会において委員の互選となっております。

委員の方々は正副委員長の選任を行います。

ここで暫時休憩します。

午後1時38分 休憩

△

午後1時38分 開議

○議長（片山博雅君） 再開します。

ただ今、設置されました予算特別委員会の委員長に7番松本義臣君、副委員長に3番河野博文君が選任されました。

日程第3 上程議案並びに請願・陳情の委員会付託

（議案第4号から議案第34号、議案第41号から議案第48号並びに請願1件）

○議長（片山博雅君） 日程第3、上程議案並びに請願・陳情の委員会付託を行います。

お諮りします。

議案第4号から議案第34号までの31議案については、会議規則第39条の規定により、お手元に配付いたしました付託表のとおり、それぞれの常任委員会に審査の付託を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山博雅君） 異議なしと認めます。

よって、議案第4号から議案第34号までの31議案は、お手元に配付いたしました付託表のとおりそれぞれの常任委員会に審査の付託することに決定いたしました。

次に、議案第41号から議案第48号までの8議案については、会議規則第39条の規定により、お手元に配付いたしました付託表のとおり、予算特別委員会に審査の付託を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山博雅君） 異議なしと認めます。

よって、議案第41号から議案第48号までの8議案は、お手元に配付いたしました付託表のとおり、予算特別委員会に審査の付託をすることに決定いたしました。

次に、請願1件につきまして、会議規則第95条の規定により、あらかじめお手元に配付いたしました付託表のとおり、各委員会に審査の付託を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山博雅君） 異議なしと認めます。

よって、請願1件は、お手元に配付しました付託表のとおり常任委員会に付託することに決定いたしました。

以上で本日の日程は全て終了しました。

なお、明日4日から15日までの12日間は、各常任委員会、予算特別委員会、議案考察のため休会といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山博雅君） 異議なしと認めます。

よって、明日4日から15日までの12日間は、各常任委員会、予算特別委員会及び議案考察のため休会とすることに決しました。

本日はこれにて散会します。

ご協力ありがとうございました。

午後1時43分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成21年3月3日

玖 珠 町 議 会 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員